

第8章 関連施策の展開

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できる環境を整えることが重要です。

本市では、保育所のこども園への移行を推進することにより、産前・産後の子育て支援を円滑に継続できるよう取り組むとともに、保護者に対しては、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業などを活用して情報提供や相談支援などを行います。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が実施するもののほかに、制度や法律に基づく事業もあることから、国や県、近隣市町村との連携・協力しながら計画を推進します。

また、児童虐待防止、社会的養護体制、母子家庭・父子家庭の自立支援などについては、専門的かつ広域的な観点からの支援がひつようであるため、福島県関係機関と連携し、推進していきます。

3 仕事と生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

女性が職場で活躍することや、男性が家庭生活等において喜びを感じてその役割を果たすこと、さらには、男女がともに充実した生活を送られるようにしていくためには、職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識をなくすとともに、仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進しながら、仕事と子育ての両立のための基盤整備が重要です。

そのためには、市内において取り組まれている好事例を収集しながら、その情報について、事業主・就業者・市民等の理解促進のための広報・啓発活動を継続・強化していきます。

また、男女がともに活躍できる就労環境の整備に向け、国の各種助成金の活用促進を図るとともに、国や県など関係機関と連携しながら、育児休業制度や子どもの看護休暇制度等の導入促進について、企業などに対して働きかけを行っていきます。

第9章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応じていくため、庁内及び関係機関と連携して施策を推進するとともに、保育所や幼稚園、学校など子ども・子育て関係者との協議・調整を行い施策・事業を推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、その進捗状況を把握するとともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況を「子ども・子育て支援事業計画検討委員会」や「田村市子ども・子育て会議」において確認・評価していきます。

なお、事業の進捗状況や利用状況が計画と乖離した場合や、国において新制度や事業が創設された場合などは、子ども・子育て会議等における検討をもとに、計画の中間年を目安に計画の見直しを行います。